

目次

1. 保育料について	
(1) 保育所保育料の改正について(案)	1
(2) 公立保育所の延長保育料の徴収について(案)	14
(3) 平成24年度 保育所保育料滞納対策	21
(4) 吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針	23
2. 公私保育所の役割について	
(1) 保育所入所希望児童数等の推移	27
(2) 地域子育て支援事業	28
(3) 一時預かり事業	29
(4) 障がい児保育	30
(5) 虐待防止のセーフティネット	32
3. 民営化について	
(1) 大阪府内公立保育所民営化等の状況	35
(2) 他市の民営化の事例	38
(3) 保育所の運営の形態	40
4. 子ども・子育て関連法案について	41

1. 保育料について

(1) 保育所保育料の改正について（案）

1 趣旨

本市の保育所保育料は、昭和63年に保育料問題懇談会から受けた提言に基づき定めています。平成20年度に、再度、保育料問題懇談会からの提言をいただきましたが、年数が経過し、社会情勢も変化していることから、今般「使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、平成25年度以降の保育所保育料についての見直しを行うものです。

2 概要

① 国徴収基準額に対する徴収割合を設定

徴収総額が、国徴収基準額の概ね70%となるよう、保育料を設定

② 低所得者層の保育料に対する配慮

国第1～2階層 → 据え置き

国第3～8階層 → 国基準に対する一定の比率により、上限を設定

③ 国基準を指標とし、市階層区分の見直し

国階層区分とのズレを解消し、低所得者層から高所得者層へ、なだらかな増額となるよう設定

④ 多子世帯に対する減額割合の変更

第二子に対する減額割合加算の廃止（60% → 50%の減額へ）

但し、激変緩和のため、平成26年度で実施。

⑤ 現行保育料最高額の見直し

最高額62,000円 → 87,200円（25,200円の増額）

3 改正案

別紙のとおり

4 改正のスケジュール

① 公立保育所のあり方懇談会にて意見聴取（平成24年8月27日）

② 市民への周知（平成24年11月1日～）

③ 保育料決定通知送付（平成25年3月中旬）

国基準及び吹田市基準対照表

国基準 徴収基準額				吹田市 現行保育料				吹田市改正案			平成25年度実施案 (第2子60%減額)			平成26年度実施案 (第2子50%減額)		
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		階層区分		保育料の額(月額)		階層区分			保育料の額(月額)			保育料の額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0	A	同左	0	0	0	A	同左	0	0	0	0	0	0
2	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	9,000 [4,500]	6,000 [3,000]	B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0
3	市町村民税 課税世帯	19,500 [9,750]	16,500 [8,250]	C1	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	C1	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	6,800 [2,700]	6,600 [2,600]	6,600 [2,600]	6,800 [3,400]	6,600 [3,300]	6,600 [3,300]
				C2	市町村民税のうち所得割課税世帯	7,500 [3,000]	7,500 [3,000]	7,500 [3,000]	C2	市町村民税のうち所得割課税世帯	8,200 [3,300]	7,600 [3,000]	7,600 [3,000]	8,200 [4,100]	7,600 [3,800]	7,600 [3,800]
4	40,000円未満	30,000 [15,000]	27,000 [13,500]	D1	7,500円未満	9,100 [3,600]	9,100 [3,600]	9,100 [3,600]	D1	7,500円未満	10,000 [4,000]	9,600 [3,800]	9,600 [3,800]	10,000 [5,000]	9,600 [4,800]	9,600 [4,800]
				D2	7,500円以上 15,000円未満	11,900 [4,800]	11,900 [4,800]	11,900 [4,800]	D2	7,500円以上 15,000円未満	12,800 [5,100]	12,000 [4,800]	12,000 [4,800]	12,800 [6,400]	12,000 [6,000]	12,000 [6,000]
5	40,000円以上 103,000円未満	44,500 [22,250]	41,500 [20,750]	D3	15,000円以上 45,000円未満	15,800 [6,300]	15,800 [6,300]	15,400 [6,200]	D3	15,000円以上 40,000円未満	16,400 [6,600]	15,800 [6,300]	15,400 [6,200]	16,400 [8,200]	15,800 [7,900]	15,400 [7,700]
				D4	45,000円以上 75,000円未満	23,600 [9,400]	23,600 [9,400]	22,400 [9,000]	D4	40,000円以上 45,000円未満	19,600 [7,800]	18,800 [7,500]	18,000 [7,200]	19,600 [9,800]	18,800 [9,400]	18,000 [9,000]
6	所得税額 103,000円以上 413,000円未満	61,000 [30,500]	58,000 [29,000]	D5	75,000円以上 112,500円未満	31,400 [12,600]	31,400 [12,600]		D5	75,000円以上 103,000円未満	33,000 [13,200]	31,400 [12,600]	29,000 [11,600]	33,000 [16,500]	31,400 [15,700]	29,000 [14,500]
				D6	112,500円以上 262,500円未満	38,000 [15,200]			D6	103,000円以上 262,500円未満	42,000 [16,800]	35,000 [14,000]		42,000 [21,000]	35,000 [17,500]	
7	所得税額 413,000円以上 734,000円未満	80,000 [40,000]	77,000 [38,500]	D7	262,500円以上 362,500円未満	46,000 [18,400]			D7	262,500円以上 413,000円未満	51,200 [20,500]			51,200 [25,600]		
				D8	362,500円以上 442,500円未満	51,200 [20,500]			D8							
8	所得税額 734,000円以上	104,000 [52,000]	101,000 [50,500]	D9	442,500円以上 522,500円未満	56,600 [22,600]	35,000 [14,000]	29,000 [11,600]	D9	413,000円以上 522,500円未満	59,200 [23,700]	37,000 [14,800]	30,200 [12,100]	59,200 [29,600]	37,000 [18,500]	30,200 [15,100]
				D10	522,500円以上	62,000 [24,800]			D10	522,500円以上 734,000円未満	67,200 [26,900]			67,200 [33,600]		
8	所得税額 734,000円以上	104,000 [52,000]	101,000 [50,500]	D11					D11	734,000円以上 984,000円未満	77,200 [30,900]			77,200 [38,600]		
				D12					D12	984,000円以上	87,200 [34,900]			87,200 [43,600]		

※ []内の数字は2人以上の児童が入所している場合に年齢の低い児童に適用される保育料です。なお、3人以上の児童が入所している場合は、最も年齢の高い児童が上段、次に年齢の高い児童が []内、それ以外の児童は0円です。

保育料改定に伴う影響額調べ(平成25年度 実施案)

現行階層区分	入所世帯数	全体に占める比率(%)	現行保育料額 (円)	保育料見込額 (円)	差額 (円)	増額世帯			
						世帯数	割合	月額増額 最高額(円) (理論上での最高額)	月額増額 平均額 (円)
A	120	2.8	0	0	0	0.00	0 (0)	0	
B	413	9.62	0	0	0	0.00	0 (0)	0	
C1	39	0.91	3,369,600	3,474,000	104,400	39	100.00	300 (300)	223
C2	179	4.17	18,018,000	19,712,400	1,694,400	179	100.00	1,000 (1,000)	789
D1	97	2.26	11,283,600	12,064,800	781,200	97	100.00	1,300 (1,300)	671
D2	95	2.21	15,121,200	15,646,800	525,600	95	100.00	1,200 (1,200)	461
D3	400	9.32	81,674,400	86,190,000	4,515,600	244	61.00	4,500 (5,300)	1,542
D4	417	9.71	125,203,200	127,591,200	2,388,000	233	55.88	1,400 (1,400)	854
D5	519	12.09	204,667,200	216,942,000	12,274,800	336	64.74	14,800 (14,800)	3,044
D6	1,114	25.95	487,864,800	518,390,400	30,525,600	916	82.23	5,600 (5,600)	2,777
D7	296	6.89	135,103,200	144,964,800	9,861,600	296	100.00	7,300 (7,300)	2,776
D8	125	2.91	57,027,600	59,971,200	2,943,600	105	84.00	8,000 (11,200)	2,336
D9	87	2.03	43,017,600	45,042,000	2,024,400	87	100.00	3,700 (3,700)	1,939
D10	392	9.13	203,565,600	232,004,400	28,438,800	392	100.00	35,300 (35,300)	6,046
合計	4,293	100	1,385,916,000	1,481,994,000	96,078,000	3,019	70.32	35,300 (35,300)	2,652

注1)平成24年4月1日の入所状況より試算。減免や途中入所は考慮せず。

[最高差額を表示]

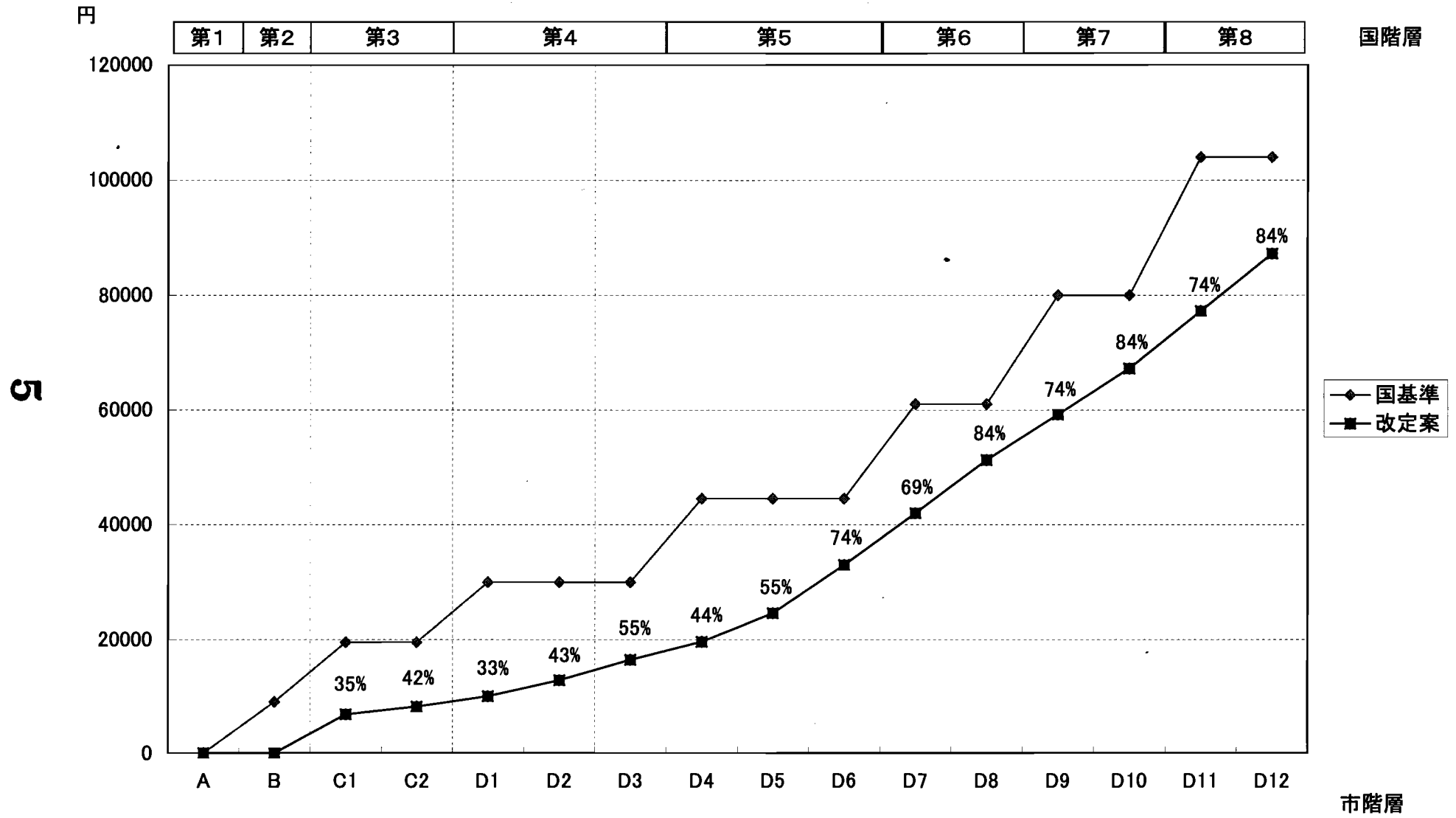
保育料改定に伴う影響額調べ(平成26年度 実施案)

現行階層区分	入所世帯数	全体に占める比率(%)	現行保育料額 (円)	保育料見込額 (円)	差額 (円)	増額世帯			
						世帯数	割合	月額増額 最高額(円) (理論上での最高額)	月額増額 平均額 (円)
A	120	2.8	0	0	0	0.00	0 (0)	0	
B	413	9.62	0	0	0	0.00	0 (0)	0	
C1	39	0.91	3,369,600	3,549,600	180,000	39	100.00	1,000 (1,000)	385
C2	179	4.17	18,018,000	20,221,200	2,203,200	179	100.00	1,800 (1,800)	1,026
D1	97	2.26	11,283,600	12,256,800	973,200	97	100.00	2,300 (2,300)	836
D2	95	2.21	15,121,200	16,060,800	939,600	95	100.00	2,500 (2,500)	824
D3	400	9.32	81,674,400	87,968,400	6,294,000	263	65.75	6,500 (7,300)	1,994
D4	417	9.71	125,203,200	130,078,800	4,875,600	252	60.43	3,900 (3,900)	1,612
D5	519	12.09	204,667,200	221,029,200	16,362,000	351	67.63	19,000 (19,000)	3,885
D6	1,114	25.95	487,864,800	528,259,200	40,394,400	918	82.41	9,800 (9,800)	3,667
D7	296	6.89	135,103,200	147,967,200	12,864,000	296	100.00	12,400 (12,400)	3,622
D8	125	2.91	57,027,600	60,826,800	3,799,200	105	84.00	11,100 (17,100)	3,015
D9	87	2.03	43,017,600	45,901,200	2,883,600	87	100.00	9,600 (9,600)	2,762
D10	392	9.13	203,565,600	238,779,600	35,214,000	392	100.00	44,000 (44,000)	7,486
合計	4,293	100.00	1,385,916,000	1,512,898,800	126,982,800	3,074	71.60	44,000 (44,000)	3,442

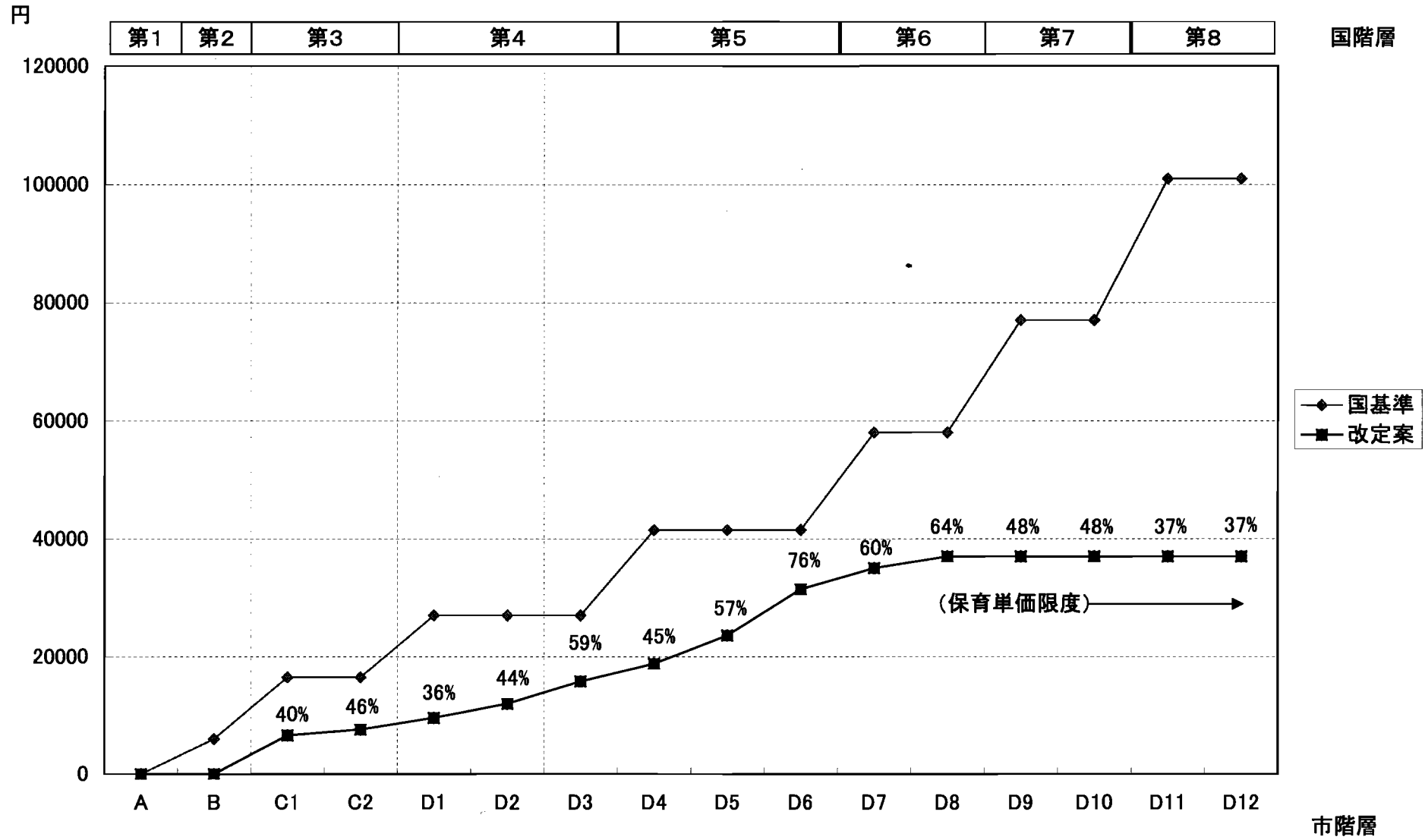
注1)平成24年4月1日の入所状況より試算。減免や途中入所は考慮せず。

[最高差額を表示]

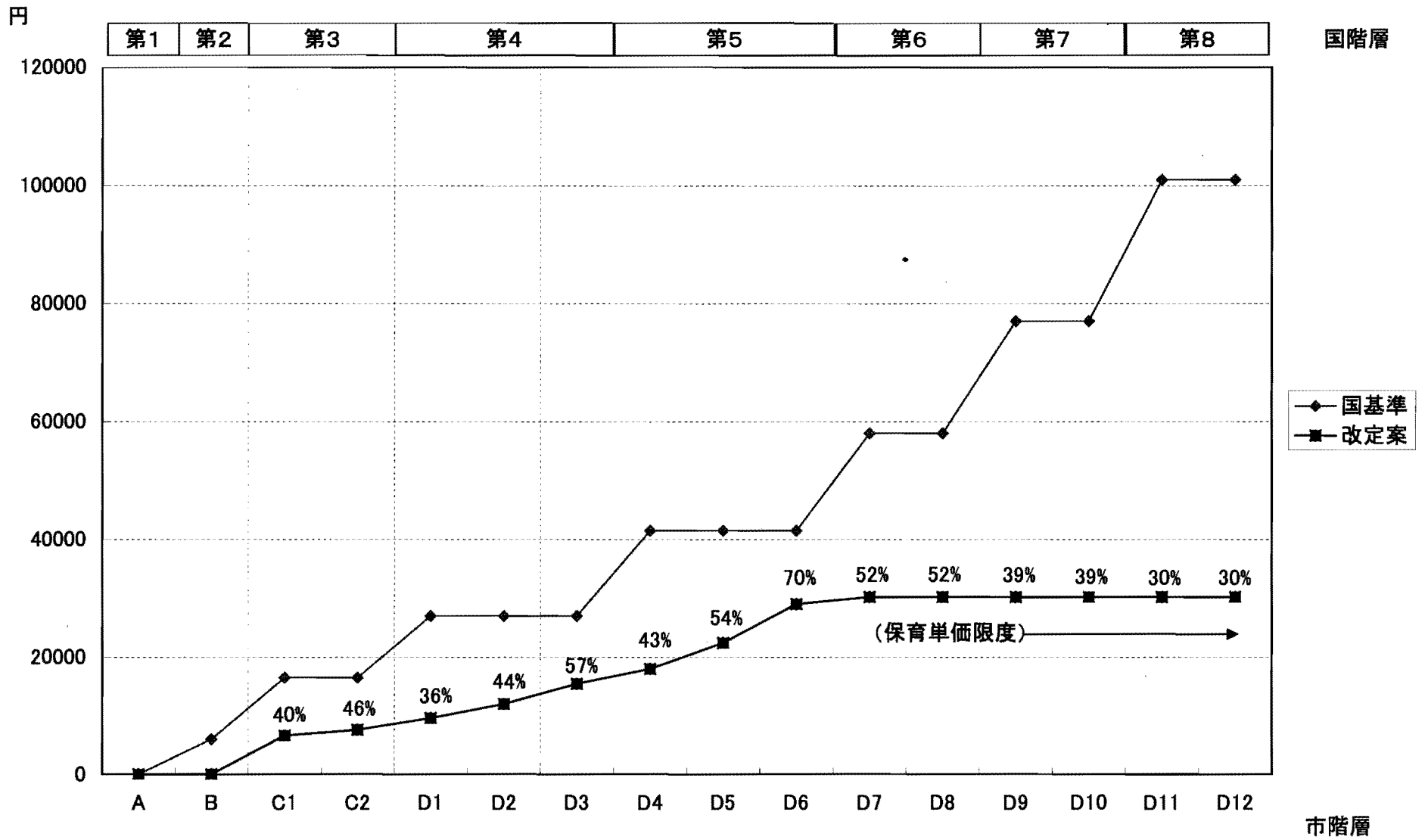
国、吹田市の3歳未満児
保育料比較グラフ(改定案)



国、吹田市の3歳児
保育料比較グラフ(改定案)



国、吹田市の4歳以上児
保育料比較グラフ(改定案)



北摂7市の3歳未満児 保育料比較グラフ(改定案)

円

100000

90000

80000

70000

60000

50000

40000

30000

20000

10000

0

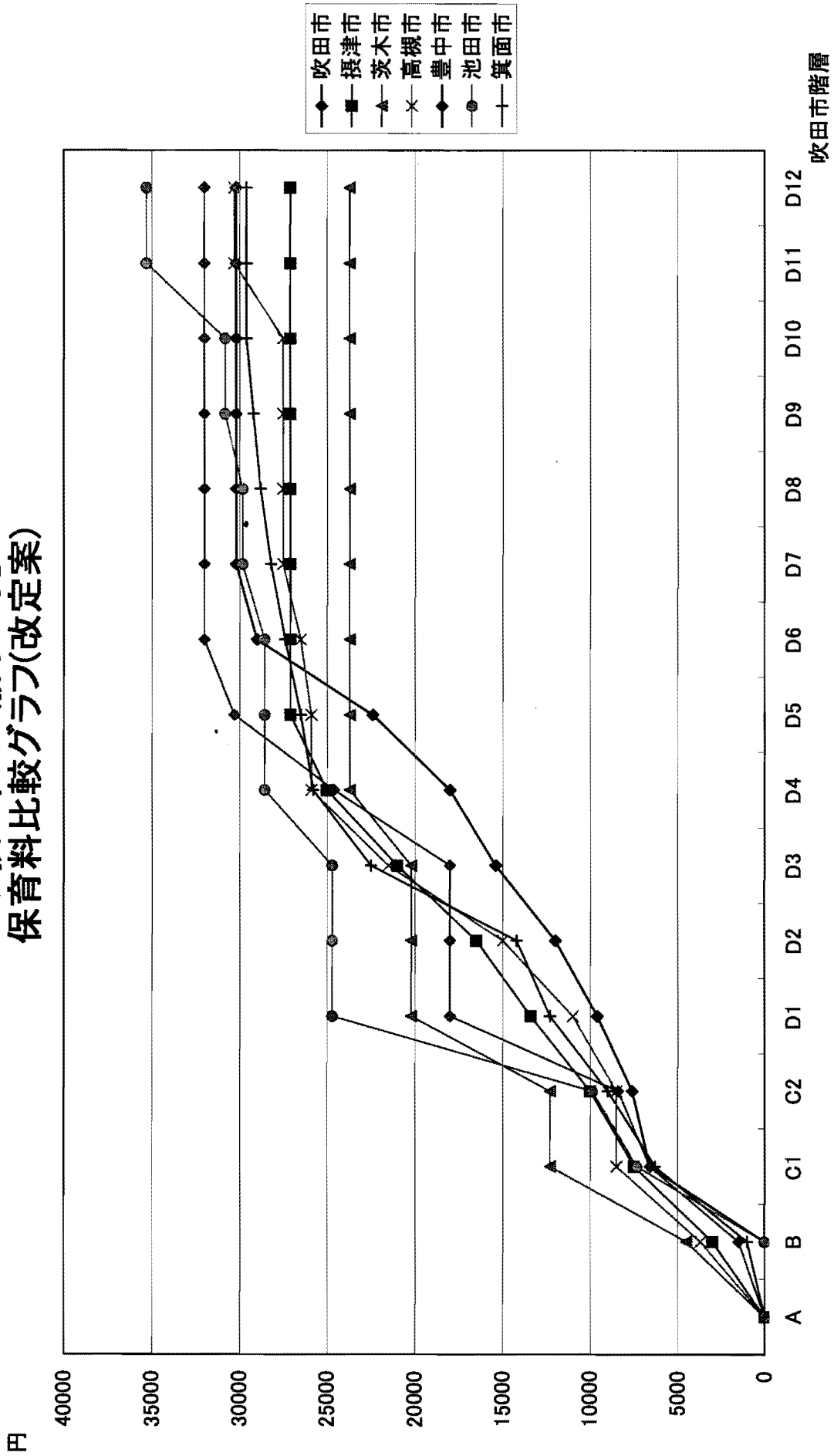
A B C1 C2 D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12

- ◆ 吹田市
- 摂津市
- ▲ 茨木市*
- × 高槻市
- ◆ 豊中市
- 池田市
- + 箕面市

吹田市階層

※茨木市の1・2歳児の吹田市におけるD11・D12階層に相当する保育料金額は65,000円となる。

北摂7市の4歳以上児 保育料比較グラフ(改定案)



保育料改定に伴う階層区分調べ

現行 階層区分	入所 世帯数	全体に 占める 比率(%)	改定後 階層区分	入所 世帯数	全体に 占める 比率(%)
A	120	2.80	A	120	2.80
B	413	9.62	B	413	9.62
C01	39	0.91	C01	39	0.91
C02	179	4.17	C02	179	4.17
D01	97	2.26	D01	97	2.26
D02	95	2.21	D02	95	2.21
D03	400	9.32	D03	315	7.34
D04	417	9.71	D04	85	1.98
D05	519	12.09	D05	417	9.71
D06	1,114	25.95	D06	410	9.55
D07	296	6.89	D07	1,223	28.49
D08	125	2.91	D08	374	8.71
D09	87	2.03	D09	134	3.12
D10	392	9.13	D10	148	3.45
			D11	69	1.61
			D12	175	4.08
合計	4,293	100	合計	4,293	100

注1)平成24年4月1日の入所状況より集計。

階層別想定年収表

(円)

階層	所得税額の定義	想定年収 (世帯合算)	想定年収 (1人あたり)
A		0	0
B		0	0
C01		0	0
C02		0	0
D01	～ 7,500円未満	3,456,000	1,728,000
D02	7,500円以上～ 15,000円未満	3,744,000	1,872,000
D03	15,000円以上～ 40,000円未満	4,000,000	2,000,000
D04	40,000円以上～ 45,000円未満	4,880,000	2,440,000
D05	45,000円以上～ 75,000円未満	5,056,000	2,528,000
D06	75,000円以上～ 103,000円未満	6,112,000	3,056,000
D07	103,000円以上～ 262,500円未満	7,088,000	3,544,000
D08	262,500円以上 413,000円未満	10,864,000	5,432,000
D09	413,000円以上 522,500円未満	13,112,000	6,556,000
D10	522,500円以上 734,000円未満	14,166,234	7,083,117
D11	734,000円以上～ 984,000円未満	15,540,260	7,770,130
D12	984,000円以上～	17,163,636	8,581,818

※1 世帯共働きで、共に同じ収入として算出する。

※2 世帯とも、給与所得者の収入で算出する。

※3 社会保険料控除は、健康保険・年金のみとし、13%として計算する。

※4 扶養控除対象者は、世帯で扶養児童2人として計算し、父・母にそれぞれ児童を1人ずつ扶養控除に算出して計算する。

※5 生命保険料控除は、生命保険料のみ最大額(50,000円)の控除として計算する。

※6 各階層とも、※1～5の条件の範囲における最小の想定年収額となる。

保護者徴収金の国基準に対する割合

平成23年度		
1	和泉市	78.22%
2	阪南市	78.22%
3	池田市	75.34%
4	四條畷市	74.13%
5	岸和田市	73.52%
6	大阪狭山市	72.18%
7	柏原市	72.15%
8	箕面市	71.79%
9	高槻市	71.36%
10	松原市	70.98%
11	高石市	70.76%
12	茨木市	70.44%
13	貝塚市	70.22%
14	羽曳野市	69.24%
15	河内長野市	69.23%
16	泉大津市	69.15%
17	泉南市	68.44%
18	豊中市	68.40%
19	東大阪市	68.37%
20	摂津市	68.24%
21	藤井寺市	67.95%
22	泉佐野市	66.13%
23	八尾市	64.99%
24	寝屋川市	64.93%
25	吹田市	64.81%
26	交野市	64.42%
27	富田林市	62.51%
28	守口市	61.89%
29	枚方市	61.33%
30	大東市	60.90%
31	門真市	59.59%

平均 68.70%
 最大 78.22%
 最小 59.59%
 特例市平均 66.94%
 北摂市平均 70.04%

平成25年度実施案 [第2子60%減額]		
1	和泉市	78.22%
2	阪南市	78.22%
3	池田市	75.34%
4	四條畷市	74.13%
5	岸和田市	73.52%
6	大阪狭山市	72.18%
7	柏原市	72.15%
8	箕面市	71.79%
9	高槻市	71.36%
10	松原市	70.98%
11	高石市	70.76%
12	茨木市	70.44%
13	貝塚市	70.22%
14	吹田市	69.54%
15	羽曳野市	69.24%
16	河内長野市	69.23%
17	泉大津市	69.15%
18	泉南市	68.44%
19	豊中市	68.40%
20	東大阪市	68.37%
21	摂津市	68.24%
22	藤井寺市	67.95%
23	泉佐野市	66.13%
24	八尾市	64.99%
25	寝屋川市	64.93%
26	交野市	64.42%
27	富田林市	62.51%
28	守口市	61.89%
29	枚方市	61.33%
30	大東市	60.90%
31	門真市	59.59%

平均 68.86%
 最大 78.22%
 最小 59.59%
 特例市平均 67.59%
 北摂市平均 70.73%

平成26年度実施案 [第2子50%減額]		
1	和泉市	78.22%
2	阪南市	78.22%
3	池田市	75.34%
4	四條畷市	74.13%
5	岸和田市	73.52%
6	大阪狭山市	72.18%
7	柏原市	72.15%
8	箕面市	71.79%
9	高槻市	71.36%
10	松原市	70.98%
11	吹田市	70.81%
12	高石市	70.76%
13	茨木市	70.44%
14	貝塚市	70.22%
15	羽曳野市	69.24%
16	河内長野市	69.23%
17	泉大津市	69.15%
18	泉南市	68.44%
19	豊中市	68.40%
20	東大阪市	68.37%
21	摂津市	68.24%
22	藤井寺市	67.95%
23	泉佐野市	66.13%
24	八尾市	64.99%
25	寝屋川市	64.93%
26	交野市	64.42%
27	富田林市	62.51%
28	守口市	61.89%
29	枚方市	61.33%
30	大東市	60.90%
31	門真市	59.59%

平均 68.90%
 最大 78.22%
 最小 59.59%
 特例市平均 67.77%
 北摂市平均 70.91%

(2) 公立保育所の延長保育料の徴収について (案)

1 趣旨

本市の公立保育所の延長保育料は、現在、無料としていますが、受益と負担の公平性の観点から「使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、平成25年度から徴収を始めるものです。

2 概要

① 徴収時間帯

現在 7:00～19:00 の開所時間のうち、朝夕 30 分を延長保育料対象時間帯とします。(7:00～7:30、18:30～19:00 を対象とする。)

② 徴収金額

日割り 200 円／回 (朝 1 回、夕 1 回利用の場合は 400 円)

月極め 2,600 円／月 (朝夕とも利用の場合は 5,200 円)

③ 利用の制限

保育料の滞納者には一定の利用制限を検討します。

3 歳入へ影響額

延長保育料として約 730 万円の収入が見込まれますが、保育料収納システム保守等の経常経費として約 25 万円見込んでおり、全体では約 705 万円の歳入増を見込んでいます。

また、初年度は、保育料収納システム導入経費として 195 万円を見込んでいます。

4 スケジュール

① 公立保育所のあり方懇談会 (平成 24 年 8 月 27 日)

② 延長保育料徴収システム改修予算議決 (平成 24 年 9 月 26 日)

③ 市民への周知 (平成 24 年 11 月 1 日～)

④ 延長保育料徴収開始 (平成 25 年 4 月 1 日)

■延長保育料の徴収について(案)

1 保育所保育料と延長保育料の位置付け

(1) 保育所保育料の性質は、「保育の実施」に要する費用を負担する負担金

保育所の保育料は、児童福祉法上「家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額」を市が徴収できるものとされており、応益負担の性質がある自己負担金の一種であるとされています。

(2) 延長保育料の性質は、特定の利益を享受した人が負担する負担金

「保育の実施」を超える部分について、保育所の自主的な取り組みにより実施するもので、延長保育という特定の利益を享受する人が一定額を負担する「自己負担金」に位置付けられます。

2 延長保育料徴収の目的と対象時間

(1) 負担の公平性の観点から延長保育料を徴収

延長保育料の性質については、特定の利益を享受する人が一定額を負担する「自己負担金」と位置付けられることから、負担の公平性の観点から延長保育料を徴収することとします。

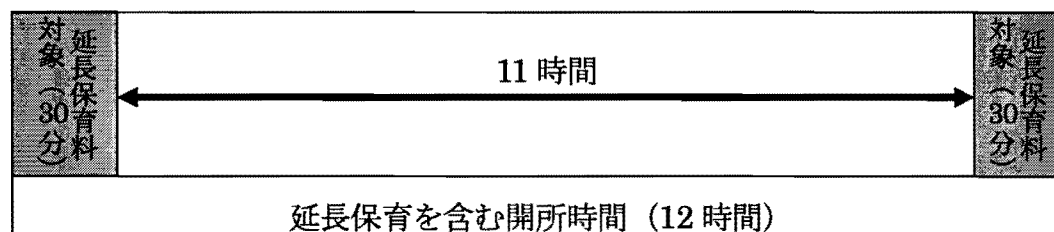
(2) 延長保育料の対象は 7 時から 7 時半と 18 時半から 19 時の各 30 分

延長保育料徴収の対象時間帯については、先行して徴収している府内他市のいずれにおいても、公立保育所の延長保育料の対象は、11 時間を超える時間帯としていることから、本市においても、通勤時間等を考慮し、11 時間を超える時間帯を延長保育料の対象とします。

また、開所時間 12 時間のうち、どの時間帯を延長保育料の対象とするかについては、開所後 1 時間とすることや、閉所前 1 時間とすることは、勤務の開始時間や終了時間の差により、利用者負担に差が生じることとなり、不公平となることから、開所後 30 分、閉所前 30 分とします。

7:00 7:30

18:30 19:00



3 利用対象者について

勤務状況等により必要と認められる乳幼児

11 時間を超える延長保育の利用対象者は、勤務状況等により延長保育が必要と認められる乳幼児とします。

ただし、納付相談もなく、保育料を滞納し続けている保護者については、利用の制限をすることを検討します。

4 延長保育料の徴収方法について

月極めと日割り(スポット)を設定

延長保育の利用は月極め利用を原則としますが、急な利用者については日割り(スポット)の利用も認めます。徴収単位は30分とし、徴収事務・徴収コストの増大を防ぐため、割安な設定として月極め利用を促します。

また、延長保育料の徴収は、利用者の利便性や滞納対策の観点から、口座振替を原則とします。

5 延長保育料の徴収金額について

(1) 算定方法

延長保育料の算定にあたっては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、コスト及び他市の動向等との比較により算定します。

(2) 延長保育料の額

ア 月極め利用

(ア) 朝利用 2,600 円/月

(イ) 夕利用 2,600 円/月

(ウ) 朝夕利用 5,200 円/月

イ 日割り(スポット)利用

(ア) 朝利用 200 円/回

(イ) 夕利用 200 円/回

※生活保護世帯、市民税非課税世帯については無料とします。

(3) 保育料設定根拠

ア 平成 23 年度延長保育に係る経費

項目		金額
年 間 経 費	人 保育士(正職)・・・(a)	16,164,657 円
	件 パート職員・・・(b)	15,704,145 円
	費 光熱水費(電気代)・・・(c)	547,218 円
延長保育 1 時間に係る経費(年額)・・・(d)		32,416,020 円
延長保育 30 分に係る経費(1 回)・・・(e)		283 円

(a) 平成 23 年度保育園費一人あたりの平均給与額

×延長保育時間(1/7.75 時間)×18 園

(b) 平成 23 年度実績を参考にしています。

(c) 平成 23 年度実績から 1/12 時間×使用面積 1/3 で算出しています。

(d) (a) + (b) + (c)

(e) (d) ÷ 114,466 人(平成 23 年度延長保育(朝・夕)延べ利用人数)

イ 延長保育(朝・夕)延べ利用人数の縮減

延長保育料を徴収することで、延長保育の利用人数が縮減することが予想されます。平成24年6月25日の調査データでは、延長保育(朝・夕)延べ利用人数は1日396人となっていますが、延長保育料をすでに徴収している他市の状況から、月極め利用者をその半数として試算すると、年間58,212人、また、日割り(スポット)利用者については、同様に他市状況から、その半数が月平均4回利用するとして試算すると年間9,504人となり、延長保育(朝・夕)延べ利用人数は年間67,716人に縮減されると見込まれます。

このように、延長保育(朝・夕)延べ利用人数の縮減を見込むと、延長保育30分に係る経費(1回)は478円となります。

ウ 大阪府内市町の状況(平成24年4月1日現在)

延長保育30分の保育料							
100円	200円	230円	250円	300円	400円	450円	500円
6	6	1	1	6	2	1	1

(単位:市町)

エ 保育料の設定

日割り(スポット)利用料金に対して、月極め利用については、その利用を促すための割安な設定とし、24.5日(平均開所日数)の半分(13日)利用を上限として設定します。

○料金別 1 園あたりの市負担額

(円)

日割 料金	月極 料金	経費/年 (a)	収入見込み 年額 (b)	差引額(a)-(b) (c)	1 園あたりの 市負担額(d) (c)/18 園
100	1,300	32,416,020	3,672,000	28,744,020	1,596,890
200	2,600	32,416,020	7,344,000	25,072,020	<u>1,392,890</u>
300	3,900	32,416,020	11,016,000	21,400,020	1,188,890
400	5,200	32,416,020	14,688,000	17,728,020	984,890

延長保育に係る経費のうち、受益者負担とする金額の設定についてですが、私立保育所の延長保育事業国庫補助額が 1 園あたり 1,335,000 円((加算分 1 時間延長、平成 23 年度)であり、これと徴収する延長保育料とを合わせて経費を賄うこととなっていることから、市の負担額としても、同程度の負担は必要であると考え、日割り(スポット)利用料金を 200 円とすることが、1 園あたりの負担額がほぼ同額となり、妥当と言えます。

以上のことから、日割り(スポット)利用料金を、1 回につき 200 円とします。月極め利用については、利用を促すための割安な設定とし、24.5 日(平均開所日数)の半分(13 日)利用を上限として設定し、2,600 円とします。

6 延長保育料徴収に係る影響額について

(1) 平成 25 年度の公立保育所の年間収入見込み額は約 730 万円

延長保育の利用見込み人数が 1 日平均約 400 人で、他市の状況を参考に、月極め利用者がその半数 200 人として試算すると、年間で約 560 万円の歳入が見込まれます。

また、日割り(スポット)利用者についても、他市の状況を参考に試算すると、年間で約 170 万円の歳入が見込まれ、合計で約 730 万円の歳入が見込まれます。

(2) 延長保育料徴収コストの見込み額

延長保育料の徴収に係る経費は、主に保育料徴収システムの仕様変更で初年度に約 195 万円の歳出が見込まれます。次年度以降は、約 25 万円の徴収経費を見込んでいます。

ア 平成24年度

保育料徴収システム仕様変更 1,950,000 円

イ 平成25年度以降

システム保守、印刷製本費等 250,000 円